

平成 2 5 年 2 月 5 日
2 0 1 会 議 室

平成 2 5 年第 1 回
立川市教育委員会臨時会

立川市教育委員会

平成25年第1回立川市教育委員会臨時会

1 日 時 平成25年2月5日(火)

開会 午後 5時04分

閉会 午後 5時35分

休憩① 午後 5時09分～午後 5時09分

休憩② 午後 5時35分～午後 5時35分

2 場 所 201会議室

3 出席委員 福 田 一 平

田 中 健 一

平 山 いづみ

伊 藤 憲 春

小 町 邦 彦

署名委員 田 中 健 一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦

教育部長 新土 克也

教育総務課長 小林 健司

生涯学習推進センター長 早川 律康

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一

大澤 善昭

案 件

1 議案

- (1) 議案第2号 専決処分について（立川市職員の分限懲戒等について（諮問））
- (2) 議案第3号 懲戒処分等について

2 協議

- (1) 立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

3 その他

平成25年第1回立川市教育委員会臨時会議事日程

平成25年2月5日
201 会議室

1 議案

- (1) 議案第2号 専決処分について（立川市職員の分限懲戒等について（諮問））
- (2) 議案第3号 懲戒処分等について

2 協議

- (1) 立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

3 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成25年第1回立川市教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員の指名を行います。署名委員に田中委員、お願いします。よろしいでしょうか。

○田中委員 はい、承知しました。

○福田委員長 次に議事内容の確認を行います。本臨時会は、議案2件、協議1件、その他は議事進行過程で確認をいたします。

なお、議案第2号、専決処分について（立川市職員の分限懲戒等について（諮問））及び議案第3号、懲戒処分等については、服務事故に関する処分発令についての議案でございますので、秘密会にいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 それでは、秘密会として行います。

なお、その他についてでございますけれども、その他についても引き続き秘密会扱いという形にしたいと考えておりますけれども、皆さんのご意見を伺います。

〔「異論はありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、議案第2号及び第3号、そしてその他については、秘密会としてとり行います。確認でございます。最初に協議案件、立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例についてを協議して、それを終えたのちに秘密会として行いたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 教育委員会における管理職の出席でございます。教育部長、教育総務課長、生涯学習推進センター長でございます。

◎協 議

（1）立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

○福田委員長 それでは協議に移ります。

協議(1)立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、の協議でございます。

お手元の資料、立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例をご参照願います。

早川生涯学習推進センター長、ご説明等お願いいたします。

○早川生涯学習推進センター長 それでは、立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

改正理由につきましては、歴史民俗資料館及び古民家園の休館日を見直し、さらに市民サービスの向上を図るということでございまして、条例を改正する内容につきましては、第3条に規定されております休館日の規定を、別紙新旧対照表をもとに開館日を年間2日間延長するものであります。

具体的には、改正前は、第3条の2項に記載されております休館日が1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までと決められているものを、改正後の案といたしましては、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までに改めるものであります。

なお、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。
以上です。

○**福田委員長** ありがとうございます。立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例についての報告を終了します。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、質疑を終了します。

立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例については承認されました。

○**福田委員長** それでは、暫時休憩とします。

午後 5時09分休憩

午後 5時35分再開

○福田委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◎閉会の辞

○福田委員長 以上で平成25年第1回立川市教育委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後5時35分

署名委員

.....

委員長